# 非営利組織の会計基準開発において理解可能性が果たす役割

### 古 市 雄一朗

#### 1. はじめに

2024年12月に公益法人会計基準が改正され、2025年4月以降開始の事業年度から新基準(以下、令和6年公益法人会計基準)が適用される。また、2024年9月には学校法人会計基準も改正され、こちらも2025年4月以降に適用されることとなった。公益法人会計基準と学校法人会計基準はその適用対象が異なる別個の会計基準であるが、基準改正の方向性として、どちらの基準においても幅広いステークホルダーの存在や情報利用者にとって分かりやすい財務報告の重要性が意識されている。これらの動向については、日本公認会計士協会非営利組織会計検討会が2019年に公表した報告書「非営利組織における財務報告の検討〜財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案〜」(以下、公認会計士協会報告書)の中の「非営利組織における財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案〜」(以下、公認会計士協会報告書)の中の「非営利組織における財務報告の基礎概念(以下、モデル基礎概念)や非営利組織モデル会計基準(以下、モデル会計基準)においても示されている非営利組織の法人形態間の差異を縮小しようとする思考が大きな影響を与えていると考えられる。

日本の非営利組織会計基準を巡っては、長きにわたり、法人形態別による会計基準の存在と企業会計との乖離が、制度上の改善すべき課題としてしばしば指摘されてきた。すなわち、法人形態ごとに固有の会計処理が存在することや企業会計とは異なる会計処理や財務諸表の体系が存在することで、情報利用者の理解が困難になり、有用な情報を提供することが行われていないという指摘が行われてきたと言える。

非営利組織の会計と企業会計との関係性については、1978年に公表されたFinancial Accounting Standards Board(以下、FASB)の研究報告書Financial Accounting in Nonbusiness Organizations: An Exploratory Study of Conceptual Issues"(以下、アンソニーレポート)において、持分権者が存在しない非営利組織であっても、財源の主たる部分を物品又はサービスの提供から獲得する非営利組織については、企業会計を用いることが妥当であるという主張がされており1、非営利組織会計と企業会計の関係性および統一化された会計基準の必要性は、

<sup>1</sup> 非営利組織に対する企業会計の適用という考え方はその後、1980年に公表されたFASBの財務会計諸概念に関するステートメント第4号「非営利組織の財務報告の基本目的」にも影響を与え、米国の非営利組織会計制度に強い影響を与えることになる。

非営利組織会計を巡る議論において常に議論の中心となってきた.

非営利組織会計と企業会計との相違や法人形態ごとに存在する固有の会計処理の存在により、情報利用者に分かりにくい会計情報が提供されることになると主張され、それらの問題は、情報利用者にとって有用な情報を提供するために解決されるべき課題であるとしばしば指摘されてきた。その結果、法人形態の相違により生ずる経済的実態を会計情報に反映させることよりも「わかりやすい」会計情報を提供することが制度設計において重視されるようになった。

しかしながら、財務報告の目的を「情報利用者の意思決定に有用な情報を提供する」と捉えた場合に、法人形態ごとの会計の相違や企業会計との乖離が「わかりやすい」会計情報の提供を妨げていると言えるかについては、議論の余地を有していると思われる。なぜなら、企業会計と非営利組織のそれぞれをとりまく情報利用者の意思決定やそのための情報ニーズが異なるなら、情報利用者が必要とする会計情報の内容も異なるはずであり、結果として法人形態ごとの会計実務の相違や企業会計との乖離が生じる可能性もあり得るからである。その場合に、一言で「わかりやすい」情報を提供するといってもそれは誰にとって「わかりやすい」のかという問題が生じる。

そこで、本稿においては財務報告における質的特性としてしばしば登場する理解可能性という概念に注目し、非営利組織の財務報告における理解可能性すなわち、「わかりやすさ」をどのような情報の質的特性としてとらえるのか、また非営利組織会計における法人形態固有の処理を無くし、統一的な非営利組織会計基準を用いることが情報利用者にとって有用な情報を提供することにつながるのかについて、我が国における公益法人会計基準の改正および公認会計士協会報告書の内容を例に取り上げ、企業会計における議論と比較して検討を行う。

#### 2. 公益法人会計基準における「わかりやすさ」

2024年12月の公益法人会計基準の改正にあたり、内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会(以下、公益法人の会計に関する研究会)は改正の必要性について以下の4点を指摘している.

- ① 財務規律の柔軟化・明確化に伴う情報開示の対応
- ② 区分経理の原則化と公益目的取得財産額の把握方法の簡素化
- ③ 情報開示の充実と行政庁への定期提出書類の簡素化
- ④「分かりやすい財務情報開示」の必要性

(公益法人の会計に関する研究会 [2024] pp1-2)

これらの公益法人会計の見直しの必要性の中で④の「分かりやすい財務情報開示」の必要性については、以下のように述べられている。

「現在の公益法人会計基準<sup>2</sup>には、公益法人特有の会計処理の考え方が含まれており、これらに習熟した実務担当者以外のステークホルダーにとっては、分かりにくい会計になっている、との指摘がある。(中略)公益法人に対する資源提供者などのステークホルダーや法人運営を担う実務者が拡大・多様化していく中、これらの関係者が会計知識やバックグラウンドによらず法人の財務状況を理解できるよう、できるだけ分かりやすい形で財務諸表が作成され、開示さ

<sup>2</sup> 筆者注, 平成20年に改正された公益法人会計基準(以下, 平成20年公益法人会計基準)

れることがますます重要となってくる.」(公益法人の会計に関する研究会 [2024] p2))

ここから分かるように、公益法人会計基準の改正の必要性についてそれまでの会計基準において設定されていた公益法人会計固有の処理が、会計処理や会計情報の分かりにくさにつながっていると指摘されている。確かに平成20年公益法人会計基準においては、他の非営利組織の会計や企業会計では必ずしも一般的でない処理が存在するが、それは公益法人会計に対する利害関係者の情報ニーズに起因しているとも言える。この点について、以下において、貸借対照表における借方項目としての基本財産と特定資産および貸方項目としての指定正味財産と一般正味財産の関係を例に挙げて検討を行う。

平成20年公益法人会計基準において、資産は定款で定められた法人の基盤となる資産である基本財産と特定の目的のために取り分けられその使途が拘束されている資産である特定資産、そしてそれ以外の使途制限のない資産の3つに区分されていた。一方、貸方において資産と負債の差額である正味財産について、使途制限がある寄附等の受入れを示しており、それと同額の資産が特定され、その資産は必ず基本財産または特定資産のいずれかに該当する指定正味財産と基本財産、特定資産および使途の制限のない資産のいずれかに対応する一般正味財産に区分している。両者の関係は図表1のようにまとめられる。

図表 1 旧公益法人会計基準における貸借対照表の二重構造(借方と貸方の2つのカップリング)

### (2つの貸借対照表の構造)

# 貸借対照表 貸借対照表 使途制限なし資産 負債 寄附者による使途 負債 その他 制限なし資産 一般正味財産 基本財産 基本財産相当額 使涂制限資産 指定正味財産 特定資産 特定資產相当額 (基準上の貸借対照表の構造) 貸借対照表 使途制限なし資産 負債 一般正味財産 基本財産 特定資産 指定正味財産

出典: (齋藤真哉 [2020] p285をもとに作成)

図表1で示されているように、指定正味財産については、使途制限がある寄附等の受入額を示しているため、それと同額の資産が特定されて存在していることが明らかであるとともに、その資産は必ず基本財産か特定資産のいずれかに該当する。一方、一般正味財産は、指定正味財産に該当する基本財産または特定資産以外の他の資産との負債の差額を示すことになる。すなわち、具体的な基本財産と特定資産について、それぞれ同額の正味財産の金額を指定正味財産と一般正味財産の内訳として付記しており、平成20年公益法人会計基準の貸借対照表は図表1で示したように資産の区分を示した貸借対照表と正味財産の区分という2つの構造を合わせた貸借対照表となっている(齋藤真哉 [2020] p285).

公益法人を含め、非営利組織は営利企業の場合と異なり、寄附や補助金による資源の獲得が その運営において大きな役割を果たすことになる。特に使途を制限されている寄附や補助金の 受け入れを行った場合に、受け入れた資産は他の使途制限のない資産と異なり資源提供者の意 図に従って使用しなればならないため、それ以外の用途に用いることができない。例えば、使 途制限の無い資産部分については自由に負債の返済等に充てて財政状態の改善に役立てるなど の弾力的な利用が可能になるが、これが使途制限のある資産であれば、使途制限の無い資産と 金額は同じだとしても特定の用途にしか用いることができず、財政状態の表示において異なる 意味を持っていることから、その実態を示すために資産および正味財産の区分には大きな意味 があると言える。

しかしながら、令和6年公益法人会計基準においては、資産の部における基本財産と特定資 産の区分が廃止され、その内容は注記で表示されることとなった、令和6年公益法人会計基準 への改正において、公益法人の会計に関する研究会「2024」は、繰り返し、「本表は簡素で分か りやすく、詳細情報は注記等で」という主張を強調している、すなわち、「公益法人制度や公 益法人会計特有の考え方に必ずしも習熟していない者であっても基本的な会計知識を有してい れば公益法人の財政状態や活動成果を把握することができるよう、分かりやすさと情報の詳細 性の調和のとれた財務諸表の体系を整理する必要がある. | 3 (公益法人の会計に関する研究会 [2024] pp2-3) という考え方に立ってこの使途制限付きの資産の取り扱いについても変更が行 われたものと言える。何をもって下線部で示した「基本的な会計知識」とするかについて明言 はされていないが、その前の部分で「公益法人会計特有の考え方に必ずしも習熟していない者」 という表現があるようにその内容については企業会計における簿記・会計等の知識を意識して いるものと考えることができる4. 図表1を通して検討を行った使途制限がされた資産の取り扱 いは、まさに企業会計においては見られない非営利組織会計特有の処理であると言える。しかし ながらそのような会計処理が要請されるのはやはり営利企業とは異なる非営利組織の活動の実 態を会計情報として示す必要性によるものであり、企業会計との相違の部分は言わば、組織の 特徴の相違に起因するものであると言える。会計情報を提供する際に、その内容を財務諸表本 体で示した場合と、注記で示した場合に情報価値が異なるかについて検討の余地はあるものの<sup>5</sup>、

<sup>3</sup> 下線部は筆者によるもの

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 藤井 [2025] も同様の指摘を行っている.

<sup>5</sup> 企業会計を対象とした複数の実証研究では、財務諸表上での認識と注記としての開示に差はなく意思 決定有用性から両者を区分することはできないと考えられていると指摘されている(秋葉・古市・近 [1998]).

令和6年公益法人会計基準の改正にあたっては、企業と非営利組織(公益法人) の活動の実態 の相違を会計情報としてどのように表現するかという点において、企業会計に関する知識を基 準として「分かりやすさ」が意識され、結果として企業会計への接近を意識した会計基準の改 正が行われていると見ることができる.

この点について、藤井「2025」は、令和6年公益法人会計基準の改正における貸借対照表項 目の変化について、企業会計による分かりやすさを意識した結果、公益法人会計の特徴が失わ れていることを指摘している (藤井 [2025] p12).

2024年の公益法人会計基準の改正について考えると、資源提供者に対するアカウンタビリ ティの充足や財務的生存能力の表示と言った、公益法人固有の要請を満たすための会計処理が 廃止されている。その理由について企業会計で一般的に用いられることのない会計上の取り扱 いが、公益法人の会計情報のわかりにくさにつながっているという認識が基準設定において強 く反映されていると言える。本稿においては、企業会計においては、必ずしも一般的ではない 会計上の処理が、公益法人の活動の実態を表すためには重要になり得ることを平成20年公益法 人会計基準における貸借対照表項目に注目して検討を行ったが、制度設計においては、「公益法 人会計特有の考え方に必ずしも習熟していない者」にも理解可能な情報が当事者間でやり取り されることが強く意識されていると言える.

### 3. モデル会計基準における「理解可能性」

前項で検討を行った公益法人会計基準の改正において示された方向性について、日本公認 会計士協会が2019年に公表した公認会計士協会報告書6の影響が指摘される. 公認会計士協会 「2025」によれば、2019年のモデル会計基準の公表以降、モデル会計基準の主張を経て「わかり やすい財務情報の開示」の具体的なあり方が検討され、その結果が令和6年公益法人会計基準 に反映されることとなったとされている(公認会計士協会[2025]pp8-9).

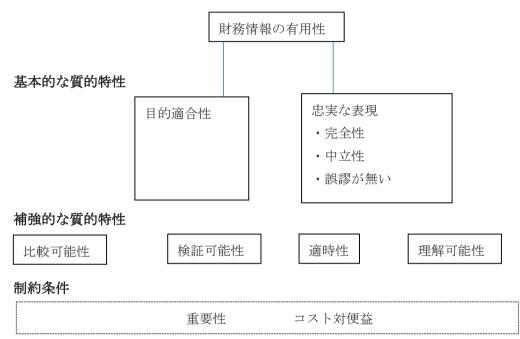
このモデル会計基準が果たす役割について、公認会計士協会報告書の中では、会計基準のモ デルとして、制度上の会計基準が開発・改訂される際に参照されることを目指したものであり、 非営利組織における財務報告の基礎的な概念が共有され、基準間の相互整合性が高まるものと 期待されるとされている(日本公認会計士協会 [2019] p5). 公認会計士協会報告書もその一 部であるモデル会計基準も、公益法人会計基準や学校法人会計基準のように法的根拠にもとづ くガイドラインでは無いが、2019年以降の我が国における非営利組織の会計基準の改正の動向 を観察するに、その影響が非営利組織の会計制度に現れるようになりつつあると言える。

公認会計士協会報告書においては、会計情報が有用な情報であるための基本的な質的特性と して「目的適合性」と「忠実な表現」という2つの基本的特性が満たされるべきとしたうえで、 忠実な表現を支える下位概念として「完全性」、「中立性」、「重要な誤謬が存在しないこと」と いう3つの下位の特性により支えられるとしている。また、上述の2つの基本的な質的特性に 加えて,「比較可能性」,「検証可能性」,「適時性」,「理解可能性」という4つの補強的特性が財 務情報の有用性を高める特性として挙げられており,さらに一般制約条件として「重要性」と

<sup>6</sup> 付属資料として「非営利組織における財務報告の基礎概念」(モデル基礎概念)および「非営利組織 モデル会計基準」(モデル会計基準)を含んだ形で公表されている.

「コスト対便益」が存在するとされている.公認会計士協会報告書における財務報告の質的特性の関係は、以下の図表2の通りまとめられる.

図表2 公認会計士協会報告書における非営利組織の財務報告の質的特性



出典:モデル基礎概念p10を基に筆者が一部加筆修正

これらの質的特性のうち、「理解可能性」については、情報を分類し、特徴付けし、明瞭かつ簡潔に表示することにより、情報が理解しやすいものとなると定義されている(モデル基礎概念par42)。この理解可能性について、問題となるのは誰にとって情報が理解しやすいものであるかという点である。この点について公認会計士協会報告書では、想定する情報利用者として資源提供者を挙げている。具体的には、寄附金や補助金等の直接の資源提供者に加え、政府への納税行為を通じて財務資源を提供する納税者等の間接的な資源提供者を含むとされている。

納税者を含めた資源提供者を情報利用者として想定するということは、かなり広範囲な利用者を想定することを意味しており、質的特性における理解可能性についても社会全体を含め広範囲の情報利用者にとっての理解可能性を指していると考えることができる。この点について、公認会計士協会報告書は、非営利組織のステークホルダーが複数の会計基準についての専門的な知識を有することは期待しにくく、会計基準が法人形態によって異なる状況は情報利用者の利便性を著しく阻害していると指摘している(日本公認会計士協会 [2019] p4).

その問題を解決するために統一的な非営利組織会計基準の必要性が主張されており、1つの統一的な会計基準について理解していれば異なる法人形態の非営利組織の会計についても情報利用者は理解できると考えられている。公益法人会計基準の改正に当たっても、公益法人会計固有の処理が分かりやすさ、すなわち理解可能性にマイナスな影響を与えていたと捉えられて

いたことからも、モデル会計基準と令和6年公益法人会計基準の共通性を見出すことができる.しかしながら、非営利組織と言っても主たる情報利用者のニーズがオーバラップする部分ばかりではない。例えば、寄附や補助金による財務資源を多く獲得している組織の場合、獲得した資源がその使途が制限されているか否か、使途通りに利用されているか否かについての情報は、資源提供者に提供する情報の中で大きな位置を占めることになる。そのような場合、貸借対照表においてその状況を示すことが、利用者の情報ニーズに応えるために重要になる。一方で、サービスの対価として利用者から受け取る対価を主たる財源とするような非営利組織について言えば、かなりの部分で企業会計的な財務報告の体系を取ることがその情報ニーズに応えることになると思われる。この場合、使途制限の有無を財務諸表に反映させることは寄附を主たる財源とする非営利組織ほどには、情報ニーズの充足に役立たないことが考えられる。いずれにせよ、それらの多様な情報ニーズが存在する中で、それぞれの非営利組織の特徴についての知識が無い利用者に対して、企業会計の知識や統一的な会計基準に関する知識だけを頼りに理解可能性のある情報を提供することができるかについては、検討の余地を有する課題となると言える。

# 4. 企業会計における理解可能性

### 4.1 日本の企業会計制度における理解可能性

日本の企業会計基準委員会(以下、ASBJ)が2006年に公表した「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」においては、会計情報の質的特性において理解可能性は、会計情報が有するべき質的特性である意思決定有用性を支える特性に含まれていない。この点についてASBJ [2006] は、理解可能性について、人間の合理性には限界があるという意味なら自明であるとして、独立の特性としては取り上げていない(ASBJ [2006]第2章par22)。さらに大日方 [2007]はこの理解可能性を意識的に質的特性の体系に含めなかった理由について、自明であることに加えて、それが会計基準設定の指針としてどのような機能を果たすかが明らかではないため、将来の混乱をおそれて記述しないことにしたと指摘している(大日方 [2007] p81)。このように日本の企業会計制度において理解可能性は会計基準設定に重要な意味を与える構成要素では無いと考えられている。

また、ASBJ [2006] では会計情報の主たる情報利用者として証券市場における投資家を想定し、会計基準の設定に当たっては、原則として、一定以上の分析能力を持った投資家を想定すればよいと指摘している(ASBJ [2006] 第1章par7). この点について川村 [2007] は情報の受け手である投資家として、どのような投資家を念頭に置くかについて、「正当な努力」を有するかどうかで線引きを行うことができると指摘している。また開示しようとする情報が難しすぎるという議論が行われる時に提供して意味のある情報かどうかは想定される投資家の観点から判断されるべきことになると指摘している(川村 [2007] pp63-64). すなわち、我が国の企業会計制度においては、会計基準に基づく会計情報の主たる情報利用者は一定水準以上の知識を有することが想定されている。言うまでもなくこの場合の一定水準以上の知識というのは、投資家が企業評価を行い、適切な投資判断を行うのに必要な固有の知識と解されることになる。この点について、令和6年公益法人会計基準において示されている公益法人固有の知識を有しない利害関係者に対して情報提供を行うという観点は、会計基準を構築する点で我が国の企業

会計制度における立場と異なる視座に立って制度設計が行われているように思われる.

#### 4.2 国際財務報告基準 (IFRS) における理解可能性

International Accounting Standards Board (以下, IASB) の財務報告に関する概念フレームワークでは有用な財務情報の質的特性として、基本的な質的特性である目的適合性と忠実な表現に加え補強的な質的特性として比較可能性、検証可能性、適時性、そして理解可能性が挙げられている。この理解可能性については以下のように説明されている。

「情報は、分類し、特徴付けし、明瞭かつ簡潔に表示することによって理解可能となる。現象の中には、本質的に複雑で理解しやすくはならないものもある。そうした現象に関する情報を財務報告書から除外すれば、それらの財務報告書の情報は理解しやすくなるかもしれない。しかし、そうした報告は、不完全となり、誤解を招くものとなる可能性がある。(IASB [2018] pars,2.34,2.35)」

IFRSの報告体系においては、情報が明瞭かつ簡潔に表示されることにより理解可能となると定義する一方で、会計情報として表現する事象の中には複雑なものがあり、それらを除外すると結果として、その情報は誤解を招くものつまり有用性を持たない情報となることを指摘している。さらに誰にとっての理解可能性かという問題について、このように述べている。

「財務報告書は事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を勤勉さをもって検討し分析する利用者のために作成される. 時には十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要がある. (IASB [2018] par2.36]

すなわち、IFRSの報告体系においても主たる情報利用者として想定されるのは、知識と勤勉さを有する利用者、時には専門家の助言を用いてでもその情報を活用する利用者が想定されている。当然のことながら、ここで必要とされている知識や勤勉さというのは、会計情報をもとに行われる企業評価を通して適切な意思決定を行うために必要な固有の知識や努力を指していると考えられる。

このような結論に至った経緯について、IASBの概念フレームワークはその経緯を以下のように示している。すなわち、本来、理解可能性は利用者が情報の意味を理解できるようにし、それにより情報を意思決定に有用とする質的特性であり、利用者が財務情報を理解するためには、利用者自身が合理的な財務上の知識と勤勉さをもってその情報を研究する意欲を有しているべきであるとされていた。しかしながら、この理解可能性について、一部の利用者が理解できないかもしれないという理由で、新しい会計処理方法が意思決定有用性があるにもかかわらず用いるべきでないと言った目的適合性<sup>7</sup>よりも理解可能性を優先した議論が行われるといった誤解が生じていると指摘されている。IASBは本来、理解可能性は目的適合性を充足する情報が提供されているうえで理解が難しい情報についてできるだけ明確に表示と説明を行うべきだということを示している(IASB [2018] parsBC2.66-2.68)。また、上記の考え方に立った場合、情

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> IASBの概念フレームワークにおいては、目的適合性は基本的な質的特性として位置づけられている。その定義についてIASB [2018] BC2.12においては、財務情報が意思決定に有用であるのは、情報利用者の意思決定に相違を生じさせることができる場合のみであり、目的適合性はこの能力を意味する用語であるとされている。

報利用者の責任は、報告される財務情報を合理的な勤勉さをもって実際に研究することであり、 単にその意欲があることでは無いとも指摘されている.

IASBの概念フレームワークにおいて説明される会計情報の質的特性について分析すると①理解可能性は情報利用者の意思決定に有用な情報を提供されることを前提として複雑な情報を分かりやすく表示することである②主たる情報利用者の責任として一定水準以上の知識を持ち、時には専門家の助言を得るだけの勤勉さを有する者が想定されていることの2点が確認された。

これらの点について考えると、対象の分析に必要な知識を有していることや、単に理解が難しいということで情報利用者の意思決定に有用な情報が提供されることが合目的ではないことを強調している点において、情報利用者に対して会計情報の利用にあたって対象固有の知識を求めず、幅広く情報利用者を設定する我が国の非営利組織会計制度における理解可能性や分かりやすさとは異なる立場から議論が行われていると言える.

# 5. 非営利組織の会計制度における理解可能性の位置づけ

ここまでで、理解可能性(わかりやすさ)について、公益法人会計基準の改正における「わかりやすさ」を巡る議論、モデル会計基準における理解可能性、ASBJの概念フレームワークにおける理解可能性の取り扱い、およびIASBの概念フレームワークにおける理解可能性とそれぞれの体系において想定される主たる情報利用者について概観してきた。その内容は以下の図表3の通りまとめることができる。

図表3 各基準における理解可能性(わかりやすさ)と情報利用者に期待される能力

	理解可能性(わかりやすさ)の意義	想定される情報利用者
令和6年公益法人会計基準	公益法人制度や公益法人会計特有	公益法人会計に関する固有の知識
	の考え方に必ずしも習熟していな	を有していなくとも(企業会計に
	い者にも理解できる分かりやすさ.	関する) 基本的な会計知識を有し
		ている利用者
日本公認会計士協会のモデル	法人形態固有の処理によらない非	法人形態固有の領域に関する知識
会計基準	営利組織会計の統一的な知識によ	によらず, 非営利組織全体に共通
	り理解できる情報.	する会計についての情報を有して
		いる情報利用者.
ASBJの概念フレームワーク	情報提供において自明として会計	意思決定に必要な一定以上の分析
	情報の質的特性とならない.	能力を有している情報利用者.
IASBの概念フレームワーク	情報利用者の意思決定に有用な情	意思決定に必要な一定水準以上の
	報が提供されることを前提として	知識を持ち、時には専門家の助言
	複雑な情報を分かりやすく表示す	を得るだけの勤勉さを有している
	る.	情報利用者.

出典:筆者作成

図表3において示したように、我が国における非営利組織の会計基準においては、必ずしも専門的な知識を有していない情報利用者でも理解できる会計情報の作成が意識されるのに対し、ASBJの概念フレームワークやIASBの概念フレームワークのような企業会計制度における議論では、意思決定を行うために必要な知識を一定水準以上有している利用者が財務報告の体系の

中で想定されている。特にIASBの概念フレームワークにおいては、理解可能性を意識するあまり上位に位置する質的特性である目的適合性を損なうことが無いように強く意識されている。

このように考えると、我が国における非営利組織の会計基準を巡る議論においては、必ずしも非営利組織固有の事情を踏まえて意思決定を行うための知識を情報利用者に求めず、理解可能性の範囲を幅広く捉えているのに対し、企業会計を巡る議論においては、企業の評価を行うのに最低限の知識や努力を情報利用者に求め、一定レベル以上の情報利用者にとっての理解可能性が意識されていることが分かる。この点で理解可能性に対する認識が両者で異なっている可能性を指摘できる。

令和6年公益法人会計基準やモデル会計基準においては、情報利用者として寄附者や債権者のような直接的な資源提供者に加えて、補助金や税制優遇の財源を提供することになる納税者が意識されており、これは実質的に社会全体を情報利用者として意識することになる。

石田 [2015] においては、パブリックセクターにおける公会計情報を取り上げ、公的説明責任の観点から、公会計情報における財務情報においては、財務情報が具備すべき質的特性として「理解可能性」は企業会計と異なり非常に重要であると主張している。その理由について企業の場合には、資源提供者及び利害関係者は自発的に当該企業と関わりを持つのに対し、納税者である国民は強制的な徴収に対して自発的な関わりを持たない非自発的な資源提供者であり、そのような利害関係者に対して一定の会計知識を有していることを前提に財務報告を行うことは過酷であり、公的説明責任を果たしていることにならないと主張している(石田 [2015] p12). 公認会計士協会のモデル基礎概念においても税制優遇や補助金等の措置が設けられる非営利組織については、当該組織に対して間接的に国民や地域社会から資源が付託されていると捉えることができるとして、納税者や地域社会に対しても非営利組織の報告は付託された資源が制度目的に沿って効率的かつ効果的に利用されていることを広く説明する手段、すなわちスチュワードシップに基づく説明責任を果たすための手段として位置付けるとしており、非営利組織の財務報告が社会全体に対する説明責任を履行するための手段となることを指摘している(モデル基礎概念par23).

そして非営利組織の資源提供者や情報利用者には、政府への納税行為を通じて間接的に財務 資源を提供する納税者が含まれるとされている。これらの視点は補助金や税の優遇を受ける非 営利組織にはパブリックセクターの組織と同様に納税者に対する説明責任があり、それを充足 するための財務報告が行われる必要性を示していると言える。

石田 [2015] においては、納税者(社会・国民)に対する財務報告において理解可能性を最大化する方策として①企業会計の知識を有する者が理解できる情報を提供することまたは②パブリックセクター間で同じ会計基準を用いるという点を主張している(石田 [2015] p4). この②の考え方は公認会計士協会報告書において納税者(社会・国民)を含む非営利組織の情報利用者が複数の会計基準についての専門的な知識を有することは期待しにくく、会計基準が法人形態によって異なる状況は、情報利用者の利便性を著しく阻害しているという主張に通ずるものがある<sup>8</sup>.

このように企業会計における取り扱いと乖離した非営利組織の会計上の取り扱いや法人形態 ごとに異なる会計処理を要求することは、幅広い情報利用者を想定する時に情報の理解可能性 を損なうものであるとしばしば主張される.

企業会計における理解可能性が果たす役割について既述のように川村「2007」は、 開示しよ

うとする情報が難しすぎるという議論が行われる時に提供して意味のある情報かどうかは想定される投資家の観点から判断されるべきことになると指摘している。この点について企業会計と非営利組織の会計において異なる理解が生ずるようには思えない。特に資源の提供と必要な情報が個別にやり取りされるのではなく、令和6年公益法人会計基準や公認会計士協会報告書が想定しているような不特定多数のステークホルダーが資源を提供するのに必要な場合の開示ルールとして会計基準を想定している場合には、不特定多数の投資家と企業(経営者)の間で情報と資金がやり取りされているのと同じ状態になっていると理解できるためである。

投資家が企業評価を行うのに必要な情報が仮に難しすぎるとしても、その情報を理解することで投資家と企業(経営者)の間で必要な情報と企業に対する資源(投資)がやり取りされるように、非営利組織の会計の場合にも非営利組織と資源提供者の間で必要な情報と資源がやり取りされるはずであり、一般的にそれが分かりにくい情報であったとしてもそれ自体が問題になるとは一概に言えないはずである。もちろん、納税者の資源を財源とすることにより非営利組織に生じるパブリックアカウンタビリティ(公的な説明責任)を充足することの重要性を否定するものではないが、非営利組織が提供する情報に対して直接的に意思決定を行うことのないステークホルダーを含めて理解可能性(分かりやすさ)を議論することには、情報利用者にとって有用な情報を提供するという観点からして議論に限界があるように思われる。

これまで複数の先行研究で度々指摘されてきたように、我が国における非営利組織の会計が業種業態ごとに設定されてきた背景には、それぞれの非営利組織と密接な関わりを持つ行政機関による監督目的が重視されてきたと言える。すなわちこの場合の分かりやすさとは、行政機関が、指導・監督を行うために必要な分かりやすさであったと言える。その結果、それぞれの法人形態固有の知識を持たない情報利用者にとっては、分かりにくい会計情報になっていると批判されてきた。しかしながら、IASB [2018] でも指摘されていたように、理解可能性やわかりやすさという質的特性は、情報利用者の意思決定に有用な情報を提供することを犠牲にしてまで分かりやすい情報を作成することを要請するものではないはずである。我が国における非営利組織の会計において主たる情報利用者である行政機関の利用目的に応じて会計情報が作成されてきたことは、ある意味で非営利組織と主たる情報利用者の間で有用な情報とその情報に基づく資源の提供(補助金の交付や税優遇)が行われてきたとも言える。

本稿において取り上げた公益法人会計基準についても、公益法人の会計に関する研究会 [2024] で言及されているように2008年に制定された平成20年公益法人会計基準やそれ以前の公益法人会計基準は公益認定をはじめとする行政機関の指導監督目的という要請の中で発展してきた。その場合には公益法人の運営サイドはもちろん、その主たる情報利用者は、意思決定に必要な知識を有しており、いわばやり取りされる情報の理解可能性が問題になることも無かったと言える.

公益法人の会計に関する研究会 [2024] は、今後の寄附文化の広がりが期待される中で多様なステークホルダーに対する情報提供の重要性を主張しているが、内閣府の「令和5年公益法

<sup>8</sup> 石田は [2015] はパブリックセクターの会計基準における議論をしており、本稿が検討の対象とする プライベートセクターの非営利組織を対象にしたものではない. しかしながら資源提供者としての納税 者(社会・国民) に対する財務報告という視点で考えた時に理解可能性が会計情報の質的特性としてど のような意義をもつかについての議論を示すための検討の材料を示している.

人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」によれば、令和5年当時、全国で9,644あった公益法人のうち寄附金収入額が0円の法人が47.6%を占めており、1円以上100万円未満の法人が18.3%となっており、合わせると全体で6割以上を占めている。一方で1,000万円以上の寄附を受け取っている法人は全体の14.8%となっており、運営において寄附の受取に依存しない法人(寄附により運営をすることが望めない法人)の方がむしろ一般的であり、不特定多数の幅広い資金提供者に対して情報提供を行う必要性が、喫緊の課題になっているとは言い難い。

今後の寄附文化の拡大を期待してという側面もあるかもしれないが、斎藤静樹 [2019] が、会計基準の形成は「市場取引から生まれる私的な契約が社会的に標準化された結果にほかならない。」(斎藤静樹 [2019] p130) と指摘しているように、会計基準は実際にやり取りされている情報が言わば、後から制度化することで最適な水準の情報を当事者間に流通させることができる。すなわち、公益法人会計に当てはめるならば、すでに公益法人が寄附を多く集めるために寄付者の情報ニーズを充足させる情報が活発にやり取りされているならば、それが会計基準としてルール化されるはずであり、今後、公益法人を取り巻く環境や寄付についての社会情勢が変化することを期待して会計基準を設定することは、会計基準に期待する役割として一般的な議論とは言い難い<sup>9</sup>.

また、債権者との関係で言えば、企業が証券市場において社債を発行して不特定多数の債権者から借入を行う状況は、現状の我が国の公益法人においては一般的であるとは言い難い、公益法人が行う負債による資金調達は銀行からの借入や特定の資源提供者からの条件付きの資金提供といった直接的なやり取りになるのが一般的であり、その場合には債権者が意思決定を行うのに必要な情報が当事者の間で直接的にやり取りされるので<sup>10</sup>、この場合にも会計基準が果たす役割についての議論にはなりにくいと言える。

このように、現状において我が国の公益法人制度をめぐる議論に代表される主たる情報利用者である行政機関から見た分かりやすさを重視する視点から、公益法人についての固有の知識を持たない者も含めた幅広く国民全体に分かりやすい情報を重視するという重心の移行は、非営利組織を取り巻く環境が以前に比べて劇的に変わっていない以上、慎重に議論される必要があるように思われる.

<sup>9</sup> 斎藤静樹 [2019] は企業会計を巡る議論において証券市場における投資家と企業(経営者)の関係から会計基準の役割を説明している。すなわち、証券市場において資金調達を行う企業(経営者)は、投資家の非対称性リスクを軽減し自身の資本コストを下げるために積極的に情報開示を行うインセンティブを有している。これだけでは会計基準の必要性は説明されないが、会計基準の役割は投資家と企業(経営者)が個別にやり取りされる情報の水準を決めていたのでは、コストがかかりすぎるために、一般的にやり取りされている情報を基準化して社会的に合意されたものであると言える。そのため非営利組織も本当に不特定多数の潜在的な資源提供者から資源を獲得しようとするなら、寄附を募る際に寄附者の非対称性リスクを軽減するために積極的に情報開示を行うはずであり、組織と寄附者が合意を得られるレベルの情報のやり取りが自然と行われるようになるはずである。このように考えると資源提供者が意思決定を行うために必要な情報を得るための会計基準の役割について企業会計と非営利組織会計の間で異なる議論が行われる必要性は無いと言える。

<sup>10</sup> 直感的に言えば公益法人は銀行から求められる融資に必要な書類を提出し、その中には各種の会計記録が含まれるといった状況が想定できる.

#### 6. おわりに

本稿においては近年、我が国の非営利組織会計制度においてしばしば強調される会計情報の 「わかりやすさ」という点について会計情報の質的特性として取り上げられる理解可能性につい ての議論を踏まえて検討を行った.

公益法人会計基準の改正や我が国の非営利組織会計制度に影響を与えつつあるといわれる 2019年の公認会計士協会報告書やその報告書の一部を構成しているモデル会計基準. モデル基 礎概念においては、非営利組織固有の知識を持たない情報利用者にとって分かりやすい情報開 示の方法が模索されている。その中では、各非営利組織制度固有の会計処理が理解可能性の低 下を招くために法人形態を超えて非営利組織の財務報告の共通性を高めるアプローチの重要性 が主張されており、モデル会計基準と整合性を確保した形で各非営利法人の会計基準開発を行 うことが目指されており、公益法人会計基準の改正もその思考の影響を受けている部分が散見 されている点を確認した.

一方で、これまで企業会計における概念フレームワークの開発の過程で、主たる情報利用者 として想定するのは、会計情報をもとに意思決定を行うのに必要な一定水準以上の知識を有す る情報利用者であり、我が国の非営利組織会計制度を巡る議論において各非営利組織固有の知 識を持たない者も情報利用者とする考え方とは異なる理解が共有されていることを確認した.

この点について非営利組織の情報利用者には、補助金や税制優遇の資源を提供する納税者す なわち広く国民全体が含まれているため、一概に企業会計と同列の議論はできないという主張 も示される。しかしながら、直接的に意思決定を行うことができない利害関係者を会計情報の 利用者として寄附や補助金の交付機関のように直接的に意思決定を行う資源提供者と同列に捉 えて会計基準の主たる目的を設定することは、各非営利組織固有の状況を踏まえて意思決定を 行うために必要な情報が重視されず、主たる情報利用者が利用する情報の意思決定有用性に悪 影響を与える可能性を生じさせるため、慎重に議論される必要性を指摘した。

本稿において取り上げた公益法人会計を巡る議論で言えば、公益法人固有の実態を会計情報 に含めることは、これまで主たる情報利用者と考えられてきた行政機関とのやり取りにおいて 意義のある情報が提供されてきたことを意味しており、むしろ公益法人に関する固有の知識を 有しない情報利用者の視点から見た理解可能性を重視することは主たる情報利用者の意思決定 に有用な情報を提供するという。現代会計において当然に共有されている命題を達成する点で マイナスに働く可能性がある.

公益法人会計基準の改正を巡る議論では、今後、公益法人が不特定多数の寄附を社会から獲 得する状況を意識して、公益法人に固有の知識を持たない利用者が寄附を行える状況に対応で きる会計基準が意識されているが,現状の我が国の公益法人を巡る環境として幅広く寄附を獲 得することが一般的ではない状況でそのような視点で基準開発を行うことは慎重に検討される 必要がある.

公益法人の会計で言えば、公益法人が作成する会計情報が公益認定等の行政機関の監督機能 と密接に関係している現状では、公益法人全体に関係する部分すなわち行政機関の監督に必要 な情報を主たる情報として会計基準で整備し、不特定多数から幅広く資源を募ることを目指す 法人□については自主開示により資源提供者の間で必要な情報をやり取りすることを促すのが 実態に即した対策であると考えられる.

齋藤真哉 [2020] においては、我が国の非営利組織会計基準が統一されていない理由も、統一を望む理由もそれぞれ利用者の観点から行われているが、最終的にどのような方向性を打ち出していくかは、会計情報の利用者の現状を踏まえて検討がされるべきであり、非営利法人に係る会計基準だけを比較して統一すべきか否かを論じることは全く無意味であると指摘している(齋藤真哉 [2020] p277).

本稿において取り上げた公益法人会計基準をめぐる「分かりやすさ」についての議論も含め、 我が国の非営利組織会計制度を巡る議論は、実際の非営利組織と主たる情報利用者との関係に ついて、実態と乖離した議論が行われている可能性があり、公益法人を含めた非営利組織の会 計基準開発においては、現状の情報利用者と非営利組織の関係性を所与としたうえで情報と資 源のやりとりが意識されるべきである。

# 参考文献

IASB [2018] Conceptual Framework for Financial Reporting

Robert N. Anthony, [1978]FASB Research Report, "Financial Accounting in Nonbusiness Organizations: An Exploratory Study of Conceptual Issues"

秋葉賢一, 古市峰子, 近 暁 [1998]「企業会計情報の有用性と財務諸表の役割―金融資産の時価情報と キャッシュフロー情報を中心に―」日本銀行金融研究所Disucussion Paper.No98-J-31

石田晴美 [2015] 「財務情報の質的特性「理解可能性」の検討~企業会計および公会計「概念フレームワーク」の比較を中心に」『情報学ジャーナル』第8巻第1号pp1-15

大日方隆 [2007] 「会計情報の質的特性」 斎藤静樹編著 『討議資料財務報告の概念フレームワーク第 2 版』 中央経済社pp69-83

川村義則 [2007] 「財務報告の目的」斎藤静樹編著『討議資料財務報告の概念フレームワーク第2版』中央 経済社pp58-68

企業会計基準委員会 [2006] 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」

斎藤静樹 [2019] 『会計基準の研究 新訂版』中央経済社

齋藤真哉「2020」『現代の会計』放送大学教育振興会

内閣府「2024」「令和5年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」

内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会 [2024]「令和5年度公益法人の会計に関する諸課 題の検討状況について」

日本公認会計士協会 [2019]「非営利理組織における財務報告の検討〜財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案〜|

日本公認会計士協会 [2025] 非営利組織会計検討会による報告「非営利組織モデル会計基準の発展と普及 に向けて~持続可能な組織を目指した素案~」

藤井誠 [2025]「新公益法人会計基準が正式決定」『公益・一般法人』No1106, pp12-14

〔ふるいち ゆういちろう 大原大学院大学会計研究科教授〕 「2025年7月31日受理〕

<sup>11</sup> 現状においては、そのような法人は少数派である.